

議案第21号

町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2022年11月4日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

町田市立学校の学校教材費等の公会計化に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校の管理運営に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

### 1 改正理由

町田市立学校の学校教材費等の公会計化に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

### 2 改正内容

校長が事務処理を行う学校徴収金から、公会計化の対象となる学校教材費等を削ります。(第13条の4関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(学校徴収金に関する事務処理)</p> <p>第13条の4 校長は、学校職員及び保護者で構成する団体若しくは卒業生で構成する団体（以下これらを「学校関係団体」という。）又は保護者からの委任に基づき、次に掲げる経費等（以下「学校徴収金」という。）の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。</p> <p>(1) <u>修学旅行その他の宿泊を伴う学校行事に係る経費（当該行事に係る積立金を含む。）</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(学校徴収金に関する事務処理)</p> <p>第13条の4 校長は、学校職員及び保護者で構成する団体若しくは卒業生で構成する団体（以下これらを「学校関係団体」という。）又は保護者からの委任に基づき、次に掲げる経費等（以下「学校徴収金」という。）の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。</p> <p>(1) <u>積立金、教材費等学習指導要領に定められた学校教育活動を行うために保護者が負担する経費</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。